

仕 様 書

1 委託件名

平成29年度新たなアイコンを活用した海外 PR グッズ（水性ジェルボールペン）の制作業務委託

2 目的

東京都は、海外に東京の観光 PR を行うアイコンとキャッチフレーズを作成し、海外や訪都外国人観光客向けに東京の魅力を発信するため、水性ジェルボールペンを制作する。

3 契約期間

契約確定日の翌日から平成30年3月30日（金）まで

4 品名、数量及びデザイン

水性ジェルボールペン（軸色特色） 35,000本

デザインの詳細については、契約締結後、東京観光財団（以下「財団」という）が電子データ(Adobe Illustrator 形式)を受託者へ提供する。

5 納入期限

平成30年2月9日（金）

尚、納品日に変更が生じる場合は事前に都度財団と協議のうえ進めること

6 納品場所

納入場所は、指定の都内3か所想定。

※商品の発送の際は、送り状に“新アイコン PR グッズ 水性ジェルボールペン（軸色特色）”を明記すること。

7 ボールペン仕様

ゼブラ 水性ジェルボールペン サラサクリップ（軸色特色）本体3色パット印刷

- 本体は特色仕様とし、受託後に提供する色見本を参考に、青系とすること。
- グリップ部分は白
- 名入れは天地6.0mm
- クリップはバインダークリップ 板バネ式
- 商品サイズは全長142mm以下 最大軸径10.9mm以上 重量10.8g以上
- 原産国：日本

※イメージは別紙を参考のこと

8 包装・梱包

個別 PP 包装すること。また、100本毎に包装し、ダンボール箱に入れて納品すること。梱包するダンボールサイズは幅36cm×奥行40cm×高さ30cm程度とする。

9 色校正

本体色校正は1回、ロゴ印刷校正は実物にて2回（ただし同一ロゴデータにて）にて実施すること。また色校正の提出先は指定の都内3か所とする。

10 外装表示

ダンボール箱の側面の見やすい箇所に品名、内容数量、納入年月日を印刷すること

11 見積もりについて

見積もりには下記項目を含むこと。

ア 各グッズの制作費（単価含む）

イ 色校正提出時の発送代3か所分（財団、東京都、およびデザイン会社）

※色校正提出においては即日提出の場合もあるため、その手段も想定すること（バイク便その他）。

ウ 梱包代および都内3か所への納品時発送代

12 第三者代行の禁止

本委託業務は、原則として第三者に代行させてはならない。ただし、事前文書により財団と協議し、その承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。

13 著作権

（1）本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。

（2）本件委託により得られる全ての成果物・著作物に対する著作権（著作権法（昭和45年法律28号）第27条及び第28条の権利を含む）は、財団に譲渡すること。

（3）本件委託により得られる著作物の著作権人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張せず、著作権人格権についても行使させないことを約するものとする。

（4）本件に使用する写真について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ財団に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任は、すべて受託者が負うこと。

（5）上記1、2、3、4の規定は、第10項により第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任を負うこと。

（6）成果物については、財団または財団の承認を得た者の名において行なう広報活動等に、その媒体・事業を問わず利用できるものとする。この場合、受託者は別途料金を請求しないものとする。

(7) 本件による成果物は、財団が行う東京の観光 PR 事業等のため、別途、第三者との契約による編集や複製利用等ができるものとする。

(8) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

1.4 委託事項の遵守・守秘義務

(1) 受託者は、本契約業務の実施に当たって、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

(2) 受託者は、本契約の履行により知り得た業務委託の内容を第三者に漏らしてはならない。

1.5 支払方法

受託者への支払は、全ての成果品納入後、受託者からの適法な支払請求書に基づいて委託料を一括で支払うものとする。

1.6 個人情報の保護

(1) 受託者は、本契約の履行にあたり、TCVB の保有する個人情報の取扱いについては、別紙 3 「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。

(2) 受託者は、本契約の履行に関連する受託者独自の個人情報の取扱いについては、前記「個人情報に関する特記事項」の規定に準じて、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

担当者連絡先： 公益財団法人 東京観光財団 観光事業部 観光事業課 山村 電話： 03-5579-2683 / FAX： 03-5579-2685 Email： yamamura@tcvb.or.jp
